

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（437）」

2. 日時：平成28年9月21日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他13名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部副長 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ主任 他2名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設備管理グループ課長 他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（耐震土木） 他3名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

＜水平二方向及び鉛直方向の適切な組合せについて＞

- 水平2方向に対する影響評価に用いる基準地震動として、応答スペクトル法に基づき策定した $S_s - 1$ を含むことを前提に説明すること。
- 水平2方向に対する影響評価の対象については、SA施設並びに波及的影響を及ぼし得る施設、機器・設備についても網羅的に対象とした上で抽出を行っていることを説明すること。その趣旨を踏まえ、表2.3-1における原子炉建屋上部鉄骨部屋根等の部位の示し方についても見直すこと。
- 水平2方向に対する影響評価において、評価上の構成部位の応答特性を整理する際には、詳細解析の予見等から影響度や対象範囲を限定せず、幅広かつ網羅的に検討すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）